

各務原市

令和6年度

工事技術調査結果報告書

令和7年1月23日（木）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和6年11月26日（火）

場 所：各務原市産業文化センター8階第1特別会議室及び工事現場

監査執行者：各務原市代表監査委員	（識見）	五 島 浩 利
各務原市監査委員	（識見）	檜 谷 清 美
各務原市監査委員	（議選）	五十川 玲 子

調査立会者：監査委員事務局	局長	奥 村 真 里
〃	参事	北 川 雅 也
〃	主査	安 田 久 伸

調査対象工事 文化ホール等改修工事（建築）

1 工事内容説明者

調査出席者

産業活力部	いきいき楽習課	課長	横山 美佳
〃	〃	課長補佐	
		兼文化会館長兼中央ライフデザインセンター館長	廣江 耕治
〃	いきいき楽習課	主任主事	立松 唯
企画総務部	契約経理課	参与（契約経理課長事務取扱）	杉岡 エリカ
〃	〃	主幹（契約第一係長事務取扱）	廣瀬 暁子
都市建設部	建築指導課	次長兼建築指導課長	阿部 匡
〃	〃	主幹（建築係長事務取扱）	岩田 聡一郎
〃	〃	技師	村瀬 卓己

工事請負者

天龍・鐘建特定建設工事共同企業体

現場代理人兼監理技術者

主任技術者

天野 剛志

村瀬 一男

2 工事概要

(1) 工事場所 : 各務原市蘇原中央町2丁目1番地8 地内

(2) 工事背景

令和4年8月に発生した落雷に伴い、文化ホールの長期休館と当該施設の設備復旧工事が必要となり、その休館期間を利用し、利用者の利便性向上を図るため、外壁や内装改修、屋上防水及びトイレ改修等を行うものである。

ア 工事内容

敷地面積	16,000.00 m ²
建築面積	1,334.99 m ²
延べ面積	1,535.52 m ²
地上階数	3F
構造	RC造

<工事区分>

- 1) 外壁改修
- 2) 屋上防水改修
- 3) 客席改修
- 4) ロビーホール改修

- 5) 廊下改修
- 6) WC改修
- 7) 楽屋改修
- 8) 防火建具改修

(3) 工事請負業者

天龍・鐘建特定建設工事共同企業体 2 共同企業体参加 【1回目決定】
「一般競争入札（総合評価落札方式）入札後審査方式、予定価格事前 電子入札」

(4) 設計会社・工事監理

設 計：大建設計株式会社 各務原事務所
工事監理：大建設計株式会社 各務原事務所

(5) 事業費

設計金額 230,580,900 円（税込み）
請負金額 227,040,000 円（税込み）（うち 20,640,000 円 消費税及び地方消費税）
落札率 98.46%

(6) 工事期間

令和 6 年 3 月 28 日から令和 7 年 3 月 14 日まで

(7) 進捗状況 令和 6 年 10 月末日現在

計画出来高 68.0 % 実施出来高 66.8 % 【計画より 1.2%遅れ】

(8) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）

また、本工事に任命されている監督員は 3 名体制で、総括・一般の権限分担も記載されており、適正であった。

総括監督員	建築指導課	阿部 匡
主任監督員	〃	岩田 聡一郎
一般監督員	〃	村瀬 卓己

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。

契約保証金^{※2}について、契約約款どおりであり、適正である。

22,704,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※ 1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。
「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に
填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供又は保証
事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

※ 2 契約保証金

会計法 第 29 条の 9

契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納め
させなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実
な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場
合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

地方自治法施行令 第 167 条の 16

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共
団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

前払金保証について、下記に示す。適正であった。

令和 5 年度分 90,810,000 円

【東日本建設業保証株式会社損害保険ジャパン株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は、「各務原市入札後審査方式一般競争入札実施要領」、「各務原市建設工事共同企
業体取扱要綱」に基づき、一般競争入札に付する条件が示され、適正に施行されていた。

「各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱」に基づ
き、契約情報等の公表は、適正に行われていた。

「各務原市電子入札実施要領」「各務原市電子入札運用基準」に基づき、電子入札にて実
施されていた。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・ 公告 | 令和 5 年 12 月 25 日 |
| ・ 入札参加申請 | 令和 5 年 12 月 25 日～令和 6 年 1 月 18 日 |
| ・ 参加資格確認結果通知 | 令和 6 年 1 月 22 日 |
| ・ 入札書提出受付 | 令和 6 年 1 月 23 日～令和 6 年 1 月 31 日 |
| ・ 開札 | 令和 6 年 2 月 1 日 |

本工事の「本契約書」は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び各務原市市議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決（令和
6 年 3 月 26 日）を経て、令和 6 年 3 月 28 日に適正に契約締結されていた。

本工事の入札への見積もり期間：令和 5 年 12 月 26 日～令和 6 年 1 月 31 日

建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された必要な見積期間（予

定価格 5000 万円以上は、（公告翌日～応札期間 15 日以上）が確保されていた。
適正であった。

(3) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ購入掛金収納書（令和 6 年 4 月 16 日購入：136,320 円）を確認し、適正であった。

竣工書類等で、本工事分の協力会社への受払い現状を確認して頂きたい。

(4) 現場代理人、監理技術者等届

現場代理人、監理技術者、資格証（写）等を提出させ、適正に整備されていた。

(5) 保険関係提出届

労災保険	令和 6 年 4 月 18 日	提出確認
足場設置	令和 6 年 4 月 17 日	提出確認

3-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算

予定価格算出時の積算は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築数量積算基準」、「公共工事設計労務単価」及び「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」に準拠し、適正に単価の決定がなされていた。また、刊行物の「建設物価」を使用し積算していた。

【数量算出・設計書の照査方法】

実施設計書の作成にあたっては、図面等の設計図書との間に相違や脱漏がないか、入札参加者が積算作業を行うにあたり不明確な内容となっていないか、などの観点から、設計業務委託を受注した建築設計事務所及び市の監督職員により照査を行っている。

ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された「大建設計株式会社 各務原事務所」によって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

イ 値入について

国土交通省監修（建築コスト管理システム研究所）の「公共建築工事積算基準」及び市販の「建築コスト情報」及び「建築施工単価」を使用し、「大建設計株式会社 各務原事務所」にて積算していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数 3 者以上の徴取がなされていた。見積比較を経て、本工事の採用単価として積算されていた。手法は、適正であった。

【建築積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事費積算基準	(一財) 建築コスト管理システム研究所	令和3年10月
2	公共建築数量積算基準	(一財) 建築コスト管理システム研究所	平成29年4月
3	公共建築工事内訳書標準書式	(一財) 建築コスト管理システム研究所	令和4年版
4	公共建築工事見積標準書式	(一財) 建築コスト管理システム研究所	令和4年版

(2) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。設計内訳書の表紙に「適用年月日：令和5年11月」と記載し、積算時根拠記述を明確に示していた。適正であった。

(3) 計画・設計

ア 計画について

本工事は、当該施設の設備復旧工事が必要となった。

工事内容も多岐にわたるため、休館期間を利用しつつ利用者の利便性向上を図り計画している。

イ 設計について

① 設計方針

改修対象物が文化ホールと市民会館（別途発注工事）に分かれ、工事内容も多岐にわたるため、各専門業者と打合せをしたうえで、設計を進めていく。

② 設計について

本工事設計は、大建設株式会社 各務原事務所にて実施していた。

設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

【建築実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書	(一社) 公共建築協会	令和4年版
2	公共建築改修工事標準仕様書	(一社) 公共建築協会	令和4年版
3	建築物解体工事共通仕様書	(一社) 公共建築協会	令和4年版

3-3 施工に関する書類

(1) 着工届

令和6年3月28日に提出していた。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情

報システム）登録は行われていた。写しを提出させ、整備・保管されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体系図及び施工体制台帳は、適時提出させ、整備・保管されていた。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という）第 15 条」、「建設業法第 24 条の 8」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認し適正であった。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（建設業法第 24 条の 8）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。（建設業法第 24 条の 8）
- 公共工事の場合は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出することが義務づけられている。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項）
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第 40 条の 3、建設業法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号、建設業法施行規則第 28 条）

(4) 全体工程表及出来高管理表

契約時及び施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

月報（月末作成）は、各工種部分構成率が計算され、出来高工程曲線を業者に作成させ、工程と出来高の進捗管理がなされていた。

(5) 施工計画書

施工計画書は、適切に作成させていた。

「段階確認報告書」、「施工状況報告書」に実施予定時期を記載させ適正であった。

「品質管理規定」に準拠し、適切に記載していた。

(6) 写真管理

施工進捗に伴った、適正な管理状態であった。監査日の部分確認となった。

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。

(7) 検査及び確認

監査日時点までの段階確認検査は、適正に実施され、記録も整理されていた。

(8) 使用材料調書

材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出させ、整備・保管されていた。

(9) 品質確認について

設計図書に定める品質及び性能を有する証明する資料として、適切な管理状態であった。
工事の品質管理状況は、書面から判断して特に問題は認められなかった。

3-4 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 新規入場者記録、KY（危険予知）活動記録、など安全管理に対する書類の整備も適正であった。

(3) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。連絡調整もスムーズになされていた。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
□日報・週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 □打合せ簿・□指示書・□実施工程管理表 □工事写真帳・	朝礼・安全会議記録 □安全パトロール記録 □新規入場者教育ノート □建設業許可票・□労災保険成立票 □施工体制体系図・□緊急連絡体制図 □建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

3-5 建設廃棄物処理及び残土に関する書類

建設廃棄物処理に関する書類（工事監査時まで）

No	項 目	産 業 廃 棄 物
1	産業廃棄物種類	コンガラ、木くず、がれき類等
2	委託契約書(有/無)	有
3	処分業許可証(有/無)	有
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有
6	マニフェスト管理(有/無)	有

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認できなかったが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守した再資源利用計画書、再資源利用促進計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認することである。

(3) 廃棄物処理業者の種別フローを作成し管理すると、契約書確認がしやすくなる。

(4) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合には、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し提出させるように頂きたい。

【参考】「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略

・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS／コブリス）」により作成する。

建設副産物情報交換システム（COBRIS）は、次のURLからログインする。

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

・次のものを添付する。

ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し（受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）

ウ 廃棄物処理委託契約書の写し（受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）

エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図 写し COBRIS 登録

オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分 施設）を記載した表（フロー図等）

カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表

・岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱により、工事請負契約時に建設リサイクル法による説明を行った上で、記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

4 現場施工状況調査における所見

(1) 作業所において、作業員への指示、指導は適正に実施されていた。

(2) 現状の管理体制は適切であり、管理された状態であった。

(3) 品質管理については、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
管理は、良好であった。

(4) その他

掲示物について、作業工程表、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」、「専任」など、再確認をお願いします。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	4. 監理技術者の資格者証の番号 監理技術者でない場合は、空欄	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
許可年月日	横35cm以上		

縦 25 cm 以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

知事

労災保険関係成立票の記入について

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

労災保険には単独有期事業と一括有期事業に分かれる。

請負金額 1.8億円未満かつ概算保険料が160万円未満 …… 一括有期事業

1.8億円以上または概算保険料が160万円以上 …… 単独有期事業

単独有期事業はその工事単独で労災保険に加入する

一括有期事業は年度内の工事を一括で処理する

- ① 保険関係成立年月日

一括有期事業 ……会社設立当時、会社が保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年更新日

単独有期事業 ……単独工事の保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日
- ② 労働保険番号

保険関係成立届に記されている番号
- ③ 工事期間

着工日～工事完了予定日（その工事について作業員が作業する期間で工期とは限らない）
- ④ 事業主の住所氏名

事業主の住所氏名
- ⑤ 注文者の氏名

注文者の氏名
- ⑥ 事業主代理人

労災保険代理人選任届により、代表者の代理として労災保険の手続きをした人を記入する。
代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は空欄となる。
（注意）事業主代理人は現場代理人とは異なる。ただし、単独有期事業において労災保険代理人として現場代理人が手続きすれば、現場代理人が事業主代理人となる。

5 技術調査全般

本工事の工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて確認した。

今回は、サンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督職員の指導的立場が発揮され適正に実施されていた。

良好な管理状態であった。

竣工まで、安全管理の徹底指導を継続させ、無事故、無災害で工事が完了するよう指導をお願いします。

以 上

文書中の

.....部分は、今後に向けての提案及び要望